

エコマーク使用規定

第 1 条 (目的)

この規定は、エコマーク事業実施要領第 4 章「11. エコマーク使用規定」に基づき、エコマーク商品の認定を受けた方がエコマークを使用するに当たって必要な事項を定めるものです。

第 2 条 (エコマークの使用)

認定を受けたエコマーク商品には、エコマークを使用して下さい。

なお、その商品の広告・宣伝に際しても、可能な範囲でエコマークの趣旨などを紹介することによって、環境保全に関する消費者の理解を深めるようにして下さい。

第 3 条 (エコマークの使用方法)

エコマークの使用に当たっては、別添の「エコマーク使用の手引」を遵守して下さい。

第 4 条 (エコマーク商品認定の有効期間およびエコマーク使用契約)

エコマーク商品認定の有効期間は、途中でのエコマーク商品認定の取消しや使用契約の解除がない限り、エコマーク商品認定通知を受け取った日から商品類型ごとに定められた商品認定基準の有効期限までとなります。

財団法人日本環境協会は、エコマーク使用者との間でエコマーク使用契約を締結します。エコマーク使用者は、エコマーク商品認定通知を発送後 60 日以内に、この契約を締結して下さい。初めてエコマークを取得された方の場合、使用契約締結日は、エコマーク使用料の入金日となり、契約期間は 1 年間とします。この契約は、商品認定の有効期間内であれば、翌年以降も 1 年間を単位として自動継続されます。ただし、最終年は上記商品認定基準の有効期限までの契約となります。

既にエコマーク認定商品をお持ちの方が、2 番目以降の商品認定を受けた場合には、個々の商品に関するエコマーク使用契約の締結日は、財団法人日本環境協会の代表者がその契約書に署名した日となりますが、契約期間の扱いは上記と同様となります。

なお、エコマーク使用契約が締結されるまでは、エコマークを使用した商品を市場に出荷しないで下さい。

第 5 条 (エコマークの使用期間)

エコマークを使用することができる期間は、エコマーク使用契約を締結している期間となります。すなわち、途中での認定取消しや使用契約の解除がない場合には、第 4 条に定める有効期限まで継続してエコマークを使用することができます。

なお、エコマーク使用者が商品認定の有効期間内に、エコマークの使用を取りやめる場合には、「エコマーク使用契約の解約願い」を提出して下さい。

第 6 条 (エコマーク使用料および使用料の支払対象期間)

エコマーク使用料は、エコマーク使用者ごとに、別表に定めるところにより保有する全エコマーク商品に対する 1 年間の使用料金を一括してお支払い下さい。この使用料の支払対象期間は、各エコマーク使用者ごとに、「最初に認定を受けたエコマーク商品にかかわる使用契約期間の 1 年間」とな

ります。

以後2年目以降も、使用料の支払対象期間は、エコマーク使用者ごとに同じ期日の1年間が対象になります。したがって、エコマーク使用料の支払対象となる期間は、エコマーク使用者ごとに異なり、エコマーク使用契約を継続されている限り毎年同じ期間になります。

なお、料金算定および支払方法の詳細については、別紙資料1 [エコマーク使用料金の算定とお支払いについて] をご覧下さい。

※別紙資料1はエコマークホームページ <http://www.ecomark.jp/> でご覧になれます。

エコマーク使用料のお支払いがない場合には、エコマーク使用者の保有する全エコマーク商品について、エコマーク使用契約は解除されたものとみなします。

また、エコマーク使用者側の事由によりエコマークの使用を中止した場合には、既納の使用料は返還できません。

第7条（エコマーク認定番号、使用契約者名などの表示）

1. 商品または包装などにエコマークを使用する場合は、原則としてエコマークを表示する商品またはその包装上毎に、エコマーク認定番号および使用契約者名の両方の表示をお願いします。

ただし、エコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか一方を、選択して表示することも認めるものとします。

2. 前1項にかかわらず、個別認定基準書に表示に関する記載があるものについては、その記載に従うものとします。

3. 通信販売カタログ、自社商品カタログ、チラシ広告などの印刷物（エコマーク商品類型No.120「紙製の印刷物」の認定商品に関する表示は除く）、およびインターネットホームページ上などにエコマークを使用する場合は、エコマーク商品ブランド名、エコマーク認定番号および使用契約者名を表示して下さい。

ただし、使用契約者名がカタログなどの発行者である場合は、個々のエコマーク表示と共に使用契約者名を表示する必要はありません。

第8条（不当な表示などの回避）

エコマーク商品の広告などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けて下さい。

第9条（エコマーク使用状況などの調査）

エコマーク事務局は、エコマーク事業の適正な実施を図るため、エコマーク使用者に対しエコマークの使用状況、エコマーク商品の製造販売状況、エコマーク商品の販売実績などについて報告・証明を求め、または必要な調査を行なうことがあります。

第10条（エコマーク認定の取消しなど）

エコマーク商品認定・使用申込書等の記載内容に虚偽があった場合、エコマークが不正に使用された場合などは、エコマーク商品の認定の取消しその他必要な是正措置をとります。

エコマーク商品の認定が取消されたときは、エコマークの使用期間中であっても、認定取消し日をもってエコマーク使用契約は解除され、解除日以降にエコマークを使用することはできません。

別表（エコマーク使用料）

（1,000円未満切捨て、別途消費税）

認定商品の合計 売上高区分	使用料（円／エコマーク使用者あたり1年間） 算定式	使用料金範囲
0～1,000万円以下	一律10,000円	1万円
1,000万円超～ 1億円以下	$10,000 + 0.001 \times$ (売上高 $x - 10,000,000$)	1万円～10万円
1億円超～ 10億円以下	$100,000 + 0.00065 \times$ (売上高 $x - 100,000,000$)	10万円～68万5千円
10億円超～ 41億5千万円以下	$685,000 + 0.0001 \times$ (売上高 $x - 1,000,000,000$)	68万5千円～100万円
41億5千万円超	一律1,000,000円	100万円

附 記

- 1989年2月1日 制定施行
- 1994年4月1日 改定施行
- 2003年6月1日 改定施行（第7条）
- 2003年12月26日 改定施行（第7条）
- 2005年4月1日 改定施行（第4条、第5条、第6条、別表）